

事務連絡
平成18年8月17日

特支説明会へ出席されました
全大学の教員免許課程 ご担当者 様

文部科学省初等中等教育局教職員課

特別支援学校の教員免許制度に関する質疑事項への回答（送付）について

いつも大変お世話になっております。

さて、先日開催致しました「特別支援学校の教員免許制度に関する説明会」において大学と教育委員会の方からいただいたご質問について、回答集を作成致しましたので、お送り致します。

内容をご確認いただき、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

（配布資料）

（別紙1）特別支援学校の教員免許制度に関する大学からの質疑事項に対する回答集

（別紙2）特別支援学校の教員免許制度に関する各都道府県教育委員会からの質疑事項に対する回答集

（別紙3）現行の盲・聾・養護学校の教員免許課程において所要資格を得ている者について

問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教職員課

担当：茄子川・小林

TEL：03-5253-4111（内：2453）

FAX：03-6734-3742

特別支援学校の教員免許制度に関する大学からの
質疑事項に対する回答集

【教育職員免許法施行規則第7条第1項表関係】

問1) 「含む領域」に設定されている特別支援教育領域を数単位積み上げれば、「中心となる領域」の授業科目として読み替えることができるか。

答) できない。

「中心となる領域」については、あらかじめ「中心となる領域」として設定された授業科目でなければ、単位を積み上げることができない。

問2) 認定を受けようとする課程に開設する授業科目のすべてを「中心となる領域」のみで構成することはできるか。それとも、「中心となる領域」以外に「含む領域」を有する授業科目を設定することが必要なのか。

また、「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」について、両方を併せ持つ科目を開設すべきか。

答) 前段: 「含む領域」を有する授業科目の設定については、申請大学の判断により設定することができる。「含む領域」を有する科目をまったく設定しないこともできる。

後段: 施行規則表の第2欄に定める授業科目については、「心理等に関する科目」1単位以上、「教育課程等に関する科目」2単位以上を含む科目の設定する必要があるが、これらを満たした上で、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を併せ持つ科目を開設することは可能である。また、第3欄に定める授業科目については、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を併せ持つ科目を開設することを開設することは差し支えない。

問3) 現行の養護学校教諭一種免許状は、特別支援学校教諭一種免許状の「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」の3領域とみなすとのことであるが、現在、養護学校教諭一種免許状の課程で認定を受けている授業科目は、この3領域のいずれかを中心領域とする授業科目として特別支援学校教諭一種免許状の課程認定申請に使用できると考えてよいか。

または、まったく新しい授業科目を開設すると考えたほうが適切か。

答) 使用できる授業科目もあるが、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」において、「知的障害者」「肢体不自由者」「病弱者」のいずれも「中心となる領域」として定められていないのであれば、いずれかの領域を定めた授業科目を開設しなければならない。

問4)「知的障害者」、「視覚障害者」及び「聴覚障害者」の3領域について認定を受けようとする場合、他の2領域(肢体不自由者及び病弱者)に関する科目は、「中心となる領域」に関する科目を1科目も立てずに、「含む領域」に関する科目のみの開設で対応可能なのか。

答) 対応可能である。

問5)「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」の3領域について認定を受けようとする場合、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の障害に関する科目」について、「視覚障害者」と「聴覚障害者」に関する内容を併せ持つ1科目2単位を設定することは可能か。それとも、2科目1単位としてそれぞれの領域に関する科目を別個に開設しなければならないのか。

答) いずれについても可能である。なお、第3欄科目には、当該教員養成課程が認定を受ける特別支援教育領域として定めた領域以外の領域に関する内容のほか、特別支援教育領域(5領域)以外の領域(重複・LD等領域)に関する内容を扱うことが必要である。

問6) 第1欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」及び第4欄「教育実習」については、「中心となる領域」又は「含む領域」の設定をしない、すべての領域に共通する総合的な科目として開設する、という理解でよいか。

答) そのとおり。「中心となる領域」、「含む領域」の設定が必要になるのは、第2欄「特別支援教育に関する科目」及び第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の科目」である。

問7) 各開設科目における「中心となる領域」に対して、「含む領域」として他の領域を含めるかどうか、また含める場合にいずれの領域を含めるかについては、特に定めはないという理解でよいか。

答) そのとおり。但し、第3欄科目を複数領域にまたがる科目とし開設する場合に、重複・LD等領域に関する内容が含まれる場合は、同領域を「中心となる領域」として科目を構成していただきたい。

問8)「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」の3領域について認定を受けようとする場合、「特別支援教育領域に関する科目」の16単位について、各領域の最低修得単位数4単位を超える単位については、各領域間のバランス等を考慮すべきか。たとえば、「知的障害者」4単位、「肢体不自由者」4単位、「病弱者」8単位とするより、「知的障害者」4単位、「肢体不自由者」6単位、「病弱者」6単位のように、各領域間でできるだけ均衡が取れるようにすべきか。

答) 特別支援学校教員免許状を取得することができるように、各大学において、法令に定められた単位数の授業科目を開設しなければならないが、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」の各領域間のバランス等については、各大学の判断によって、適切に対応されたい。

【教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄関係】

問9)「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について、各領域において「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」は必ず開設し、学生が履修しなければならないのか。

例) 聴覚障害者に関する教育の領域に係る課程においては、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」として「視覚障害者」、「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」及び「重複障害・LD等」に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の内容を含む科目が必要であるのか。

答) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」においては、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」に定める領域以外の各領域において、「心理等に関する科目」または「教育課程等に関する科目」を開設すればよい。上記問の例)においては、視覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び重複・LD等の各領域において、「心理等に関する科目」または「教育課程等に関する科目」を開設することが必要である。

問10) 5領域すべての領域の認定を受けた場合、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に設定すべき領域は「重複障害・LD等」しか設定できないのか。

答) この場合、第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」においては、少なくとも、「中心となる領域」を「重複障害・LD等」とした授業科目を5単位以上開設しなければならない。ただし、これを満たした上で、「重複障害・LD等」以外の領域を含めた授業科目を開設することは差し支えない。

問11) 特別支援教育領域を「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」の3領域とした際に、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」(5単位)には、必ず「視覚障害者」「聴覚障害者」の領域に関する科目を含まなければならないのか。例えば、「重複障害教育2単位」「LD等2単位」及び「聴覚障害教育1単位」で計5単位になるので、「視覚障害者」に関する科目は設定しなくてもよいか。

答) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域と重複障害・LD等のすべてを必ず含まなければならないので、この場合は、「視覚障害者」「聴覚障害者」「重複障害・LD等」の内容を必ず含まなければならない。(免許法施行規則第7条表備考第3号参照)

問12) 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」(5単位)における「言語障害」や「情緒障害」の扱いはどのようになるのか。例えば、「重複障害」「LD等」「聴覚障害」「視覚障害」「言語障害」「情緒障害」を各々1単位とするなどして開講する必要はないのか。

答) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」を構成する授業科目の設定については、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域と「重複障害・LD等」を含まなければならない、「重複障害」などをそれぞれ1単位とした授業科目を開設しなければならない趣旨ではない。

問13) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について、すべて「含む領域」に関する科目のみで構成してもよいか。

答) 「重複障害・LD等」が含まれる科目においては、当該領域を「中心となる領域」としていただきたい。また、第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、5領域のうち、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」に定めた教育領域以外の領域については、「含む領域」でもかまわない。

問14)「重複障害・LD等」については、「重複障害」、「言語障害」、「情緒障害(自閉症を含む)」、「学習障害(LD)」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」のすべてについて、網羅していなければならないのか。このうち一部を取り扱わない科目を設定することは可能か。

答)「重複障害・LD等」において、これらのすべてについて網羅しなければならない。しかしながら、例えば、「重複障害」を扱う科目と「言語障害」、「情緒障害(自閉症を含む)」、「学習障害(LD)」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」を扱う科目の2科目を開設するというように、修得すべき事項をいくつかの科目に分割して開設することも可能である。

問15)「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」として設定されている授業の中で、免許状に定められることとなる特別支援教育領域の内容を扱うことは可能か。

答)差し支えない。例えば、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育領域の3領域について免許状に定められることとなる特別支援教育領域として設定する場合に、第3欄科目において「視覚障害教育総論」(仮称)という授業科目について、「中心となる領域」を視覚障害者に関する教育、「含む領域」を知的障害者に関する教育として開設することが考えられる。

【教育職員免許法施行規則第22条第3項関係】

問16)自大学の特別支援学校教員免許課程において、特別支援教育領域を追加する場合、他大学の特別支援学校教員免許課程の第2欄「特別支援教育領域に関する科目」・第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に定められる科目のいずれを活用してもよいのか。

答)教育職員免許法別表第1に規定する特別支援教育に関する教育の単位数の3割を超えない範囲内であれば、いずれでもよい。

【専修免許状関係】

問17)大学院における授業科目についても、「中心となる領域」及び「含む領域」を明示して課程認定申請するのか。

答)大学院における授業科目については、「中心となる領域」、「含む領域」を明示できないこともある。例えば、第1欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」における授業科目を設定する場合は、「中心となる領域」又は「含む領域」を明示できないこともありうる。

問18) 専修免許状について、一種免許状を取得している者が大学院において修得する24単位は、一種免許状と同じ領域でなければならないのか、それとも、「特別支援教育に関する科目」であれば領域を問わないのか。その場合、専修免許状の領域は一種免許状の領域と同じものとなるのか。

答) 課程認定上は、一種免許状の課程に定められている特別支援教育領域と、専修免許状の課程の特別支援教育領域が必ずしも同一でないと認定できないということではない。他方、学生が取得できる専修免許状は、一種免許状において担保される教育領域である。

例えば、一種免許状にA、B、Cの3領域を定めている場合、定められ得る専修免許状の領域はA、B、Cである。

問19) 専修免許状取得に必要な単位数について、それぞれの領域ごとに24単位必要なのか、それとも、5領域合わせて24単位でよいのか。

また、2領域が定められた特別支援学校一種免許状を取得した者が、どちらか一方の領域に関する課程しか置いていない大学院に入学した場合、当該1領域についてのみしか専修免許状を取得できないと解してよいのか。

答) 前段：一種免許状取得者が、専修免許状を取得する場合、特別支援教育に関する科目を24単位以上修得しなければならない。その際に、専修免許状取得のための必要な単位は、第1欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」、第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」、第4欄「心身に障害のある幼児、児童又は生徒のについての教育実習」、大学の加える特別支援教育に関する科目のうち、少なくとも、いずれかにおいて、授業科目を修得しなければならない。ただし、第2欄・第3欄の科目を修得する場合は、一種免許状に定められる特別支援教育領域を「中心となる領域」または「含む領域」とした授業科目を修得しなければならない。

後段：この場合、2領域が定められた特別支援学校専修免許状を取得することができる。例えば、一種免許状に(A、B)の2領域を定めている場合、大学院においてAの領域に係る内容だけで24単位修得したとしても、専修免許状には(A、B)の2領域が定められることとなる。

問20) 専修免許状は24単位上乘せとなっているが、専修免許状を取得したあとに、一種免許状のある領域を追加した場合、追加領域の専修免許状を取得するための単位の修得方法はどのようになるのか。

答) 追加領域を修得した専修免許状を、自動的に修得することができる。追加の単位修得は不要である。

問21) 教育職員免許法施行規則第7条第2項「免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。」とあるのは、専修免許状取得に際しては、5領域すべて及び重複・LD等に関する科目をすべて取得する必要があるということか。その場合、各領域及び重複障害・LD等についての単位数や科目数の配分等は決まっているか。

答) 専修免許状を取得するにあたり、5領域すべて及び重複・LD等に関する科目をすべて取得する必要はない。

専修免許状取得の考え方はこれまでと同様であり、最低修得単位数50単位のうち、26単位は、一種免許状取得に必要な授業科目の単位を修得し、残りの24単位は、大学院において特別支援教育に関する科目を修得することが必要となる。

【経過措置関係】

問22) 旧養護学校教員免許課程において単位を修得した者が、平成19年3月までに養護学校教員免許状を取得した場合、「特別支援学校教諭」のどの領域の免許状を取得したとみなされるのか。

答) 「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」の3領域が定められた免許状を取得したとみなされる。

問23) 「現に在学している者」には、現在、免許状取得のため受講している科目等履修生も含むのか。その場合、平成19年4月1日時点で在籍している科目等履修生が免許状を取得するまで、旧カリキュラムが適用されると考えてよいか。平成10年改正のときは、学部在籍と科目等履修の継続性が要点となっていたが、今回も同様か。

答) 今回も同様に、平成19年4月1日時点で在籍している科目等履修生は免許状を取得するまで旧カリキュラムが適用される。

また、平成19年4月1日時点で在学している者（平成19年度入学者を除く）が卒業するまで旧カリキュラムが適用される。ただし、この場合は、当該在学者の大学が、現行の盲・聾・養護学校教員免許課程を取り下げたあとも、当該在学者が卒業するまで旧カリキュラムを存続することが前提である。

問24) 旧法では領域の設定がなかったため、旧法に基づき修得した単位を新法に基づく領域について読み替え等を行うと、単位修得証明書の作成が混乱することが考えられるが、旧法で「特殊教育に関する科目」の一部を修得していた場合の新法に基づいた科目への読み替えについて、規定はないのか。

答) 本年10月末に予定している教育職員免許法施行規則の改正の際に、読み替えについての規定を定める予定である。

問25) 新法施行の際、現に旧法の規定に基づく認定課程を有する大学に在学している者で、卒業までに旧免許状の授与を受けるために必要とされる科目の単位を修得できなかった場合、引き続き科目等履修生として在籍し、不足科目の単位を修得すれば、取得予定であった旧免許状に対応する特別支援学校教諭の普通免許状に係る特別支援教育科目の最低修得単位数を修得したものとみなすことができるか。

また、卒業後年数をあけて、科目等履修生として不足科目の単位を修得しようとした場合は、新免許状に係る科目の単位をすべて修得しなければならないのか。新旧科目の読み替えを可能にする措置はなされるのか。

答) 前段：できる。

後段：旧法において取得した単位については、新法においても、読み替えて適用できるように本年10月末に予定している教育職員免許法施行規則の改正において措置する予定である。なお、ご質問のような場合には、旧法において修得した単位を新法における単位に読み替えた上で、第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」(5単位)を修得し、最低修得単位数26単位を満たすことが必要となる。

問26) 大学の学部を卒業後、引き続き大学院に在籍し専修免許状を取得する場合の経過措置はどのようになるか。

答) 平成19年3月31日までに、盲・聾・養護学校一種免許状を取得した者は、平成19年4月1日より特別支援学校教諭一種免許状を取得した者とみなす。よって、その後引き続き、大学院において、専修免許状を取得する場合は、新法において、特別支援教育に関する科目24単位取得することが必要である。

問27) 新法施行の際、既に養護学校一種免許状を有する場合、特別支援学校専修免許状を取得しようとする場合の修得単位は、どのようになるか。

答) この場合、特別支援学校専修免許状(知・肢・病)の課程において、特別支援教育に関する科目を24単位以上修得することが必要である。

問28) 現に旧法において認定を受けている課程において、平成19年度入学者について引き続き認定を受けるためには、必ず平成18年度に課程認定申請の手続きを行わなければならないか。

答) そのとおり。なお、現に旧法において認定を受けている課程を有する大学においては、平成19年度より引き続き認定を受ける受けないにかかわらず、平成18年度中に当該課程の認定取り下げについての届出をしていただきたい。

【審査基準関係】

問29) 平成11年の教育職員免許法解釈事例において、「教科又は教職に関する科目」として置くことができる「教職に関する科目に準ずる科目」として、施行規則第7条第1項に設定する「特殊教育に関する科目」を置くことは可能であるという解釈がなされているが、今回の「特別支援教育に関する科目」についても、「教科又は教職に関する科目」に含めることは可能か。

答) 可能である。

問30) 旧養護学校教諭の課程を置いていた大学においても、視覚障害者や聴覚障害者に関する授業科目を開設しなければならないとのことだが、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」として設定する授業科目を、従前の養護学校教諭の課程において認定されていた教員が担当することは可能か。又は、旧盲聾学校等の教員を兼任教員として一部担当させ、ティームティーチング方式で授業を設定することは可能か。

答) 前段：他大学が開設する科目等を活用する場合には、必ずしも免許状に定められる領域以外の領域の科目を新設する必要はない。教員が授業科目を担当できるかどうかについては、様式第4号①（職務調書）、②（履歴書）、③（教育研究業績書）によって審査を行い、科目内容と対応させながら担当可能かどうか判断するため、従前の所属によって一概に担当の可否は判断できない。

後段：可能である。

問31) 今回特別支援教諭免許の課程認定申請をするにあたって、同一学科等内において他に認定を受けている課程がある場合、その課程についても再課程認定申請が必要となるのか。

答) 「課程認定審査の確認事項1(2)」に基づき、不要である。

問32)「課程認定審査の基準」2(10)において、「特別支援学校教員の養成を行う大学の学科等においては、一又は二以上の教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように科目を置くものとする。」とあるが、ここでいう「大学の学科等」とは、これまでの定義「大学、大学院又は大学の専攻科の学部、学科、課程、専攻等」と同じか。

答) 同じである。

問33) 必要専任教員数について、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関しては「特別支援教育の基礎理論に関する科目」で1人、「心理等に関する科目」で1人、「教育課程等に関する科目」で1人の計3人ということによいか。(Q&AのQ6では、知的障害者と肢体不自由者しか記述がないが)

答) Q&Aは例示である。必要専任教員数についてはそのとおり。

問34)「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について(通知)」第6 留意事項(5)について、特別支援教諭以外の教員免許課程においても、カリキュラムの中で発達障害等に関する内容を含ませる必要があるのか。

答)「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」については、既に、現行の施行規則第6条表において「教育の基礎理論に関する科目」に含めることが必要な事項として規定されている。各大学においては、同通知の趣旨を踏まえ、適切に対応していただきたい。

問35) 特殊教育特別専攻科を置いている場合、学部の課程において必要専任教員数を満たしていれば、専攻科の課程においても満たしていることになるのか。大学院の課程についてはどうか。

答) 審査基準3.(6).Ⅲ.vより、学部の課程とは別に、特別支援教育特別専攻科において必要専任教員を満たさなくてはならない。また、大学院の課程については、審査基準3.(6).Ⅲ.iiより、学部、学科等に基礎を置く大学院の課程であれば、大学の学部の専任教員を、大学院の課程の専任教員にもって代えることができる。

問36)「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の専任教員に医師免許を持つ者を必ず配置する必要があるか。

答) 必ずしも配置する必要はない。

問37) 特別支援学校教員免許課程以外の学校教員養成課程等の学生に特別支援学校教員免許状を授与する際に、必要な特別支援学校教育実習の学級数は、履修制限を事前に行う場合にはその受講生数を5で割った学級数でよいか。それとも、その課程の入学定員数を5で割った学級数が必要か。

答) 特別支援学校教員免許課程の申請をする学科に定められた入学定員に応じて、審査基準に定められた学級数が確保されなければならない。

問38) 必要専任教員数について、「知的障害者」及び「肢体不自由者」に関する教育領域の認定を受けようとする場合で、申請学科が1以上ある場合の専任教員の配置は、学科をまたがって3名以上置けばよいか。それとも申請学科ごとに3名以上置かなければならないか。

答) 申請する学科ごとに、審査基準に基づき、必要専任教員数を満たさなければならない。

問39) 「教員免許課程認定審査基準」における特別支援教育領域に関する科目を担当する「専任教員」とは、当該学科に籍を有する者でなければならないか。例えば3人中1人を他学科教員の兼担では認められないか。

答) 教員免許課程の専任教員は、当該課程の授業科目を担当するだけでなく、学生に対する適切な履修指導を行うなど当該課程の円滑かつ責任ある運営のため重要な役割を担う者であるため、当該課程が置かれる当該学科に籍を有する者でなければならない。

問40) 授業をオムニバス形式で担当する場合、当該科目の教員審査は授業を担当するすべての教員について行われるのか。それとも主たる担当教員についてのみ行われるのか。

答) 当該科目を担当するすべての教員について、教員審査を行う。

問41) 「教員免許課程認定審査基準」3.(6).II.①.ア 中等教育教員養成の場合「b 同一学部の他の学科又は短期大学の専攻科の他の専攻、他学部において開設する科目を履修させることを認める場合は、当該他専攻、他学科、他学部の専任教員を前項の専任教員とみなすことができる。」という規定は、特別支援学校教諭養成課程においては適用されないか。

答) 本規定は中等教育教員養成の場合に係る規定であって、特別支援学校教諭養成課程においては適用されない。

問42) 専任教員の配置について、「基礎理論に関する科目」に1人以上、「心理等に関する科目」に1人以上、「教育課程等に関する科目」に1人以上が必要とされているが、「特別支援教育領域に関する科目」として「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」の内容を併せ持つ科目の担当教員としてカウントすることが可能か。

答) 「教員免許課程認定審査基準」3.(6).Ⅱ.①.イに定めるとおり、「特別支援教育領域に関する科目」については、「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」それぞれにおいて、専任教員を置かなければならないので、「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」の内容を併せ持つ科目の担当教員を専任教員としてカウントすることはできない。

問43) 「教員免許課程認定審査基準」3(6)Ⅲ大学院、大学の専攻科の課程「1カ「複数の教育領域の教員養成を行う場合には、共通する科目を担当し得る専任教員を、それぞれの専任教員として取り扱うことができる。」とあるが、大学の学部においてはこの取り扱いは適用されないのか。

答) 同審査基準3(6)Ⅱ①イに定めるとおり、特別支援教育に関する科目のうち、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」においては、各教育領域すべてにわたって、専任教員を1人以上置くことでよい。

【特別支援教育特別専攻科関係】

問44) 特別支援教育特別専攻科(重複障害)は授与できる免許状は2領域以上であればよいか。なお、その際の領域の組み合わせはいずれのものでもよいか。

答) 1領域でもかまわない。

問45) 特殊教育特別専攻科を設置しており、カリキュラムを改編して特別支援学校教諭免許状を取得できる課程を持つ専攻科としたい場合、名称は「特別支援教育特別専攻科」と変更すべきか。また、その変更は平成19年4月からでなければならないのか(猶予期間はないのか)。

答) 専攻科名称については、各大学の判断で附されるものとする。但し、一般的に学科等の名称は、学科等の教育内容を反映した名称とすることが望ましい。

問46) 現在、特殊教育特別専攻科において、特別支援学校の5領域以外の障害種（たとえば「情緒障害教育専攻」など）を専攻としている場合、特別支援学校教諭免許課程認定を受けるにあたって、引き続き5領域以外の障害種を専攻として明示することは可能か。

それとも、専攻は必ず5領域のいずれかでなければならないのか。

また、5領域以外の専攻とした場合、特別支援学校教諭免許状の領域は、課程の内容に応じて5領域に振り分けられるという理解でよいか。

答) 前段：可能である。

中段：特別支援学校教員免許課程の有無に関わらず、同専攻科の専攻は必ずしも5領域のいずれかでなければならないわけではない。

後段：当該専攻科が、特別支援学校教員免許課程を有する場合は、課程の内容に応じて、5領域のいずれかとして認定を受けることができる。

問47) 現在、特殊教育特別専攻科（情緒障害専攻）として認定を受けている課程について特別支援教諭免許の課程認定申請を行う場合のカリキュラム編成にあたって、専攻としている情緒障害については「特別支援教育領域以外の領域に関する科目」として扱われることになるため、「特別支援教育領域に関する科目」16単位、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」5単位を満たした上で、当該専攻の専門科目として「特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において開設する、という理解でよいか。

答) 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」（5単位）として、開設される授業科目において、「情緒障害」を含めることはできる。

問48) 特別専攻科において複数領域での認定は可能か。

答) 可能である。

【今後のスケジュール関係】

問49) 同一学科において、特別支援教諭免許課程申請と他の免許課程申請をともに行うことを考えているが、その場合、9月中に他の免許課程の申請を行い、11月上旬に特別支援教諭の免許課程申請を行うというように、同一学科で2度申請を行うこととなるのか。

答) そのとおり。

問50)「自立教科等」における理療等の特殊の教科について、今後何らかの改正の予定等はあるのか。

答) 教育職員免許法施行規則を本年10月末を目途に改正する予定である。

【その他】

問51) 中高の普通免許状しか保有しない者が、特別支援学校に採用されるにあたっては、特別支援学校教諭の免許状がなければならないのか。

答) 教育職員免許法附則16項「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。」の規定により、特別支援学校教諭の免許状がなくても可ではあるが、免許制度の趣旨をふまえ、特別支援教諭免許状を取得することが望ましい。

問52) 取得できる免許状の種類を学則に規定するとき、教授できる特別支援教育領域も明記しなければならないのか。例えば、「知的障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状」という表記になるのか。

答) 課程認定において、特別支援教育領域を含めた免許状の課程を認定するため、学則などにおいて、免許状に定めることができる特別支援教育領域を規定することが必要である。なお、表記については、本年10月末を目途に教育職員免許法施行規則を改正し、定める予定である。

問53) 申請の手引きP. 11の【記入上の注意】の5に、「1つの学科等において特支免許課程以外の認定課程を有するときまたは申請中のときは、特支免許課程以外は平成18年9月中に申請書を提出しているため、(申請中)と記載すること。」とあるが、1つの学科等であっても既に認定を受けている免許状については再課程認定は不要ということから、当該課程は申請を行わないことになるが、それでも記載例のように「小一種免(申請中)」と記載するのか。

答) 1つの学科等において、既に認定を受けている免許状は再課程認定が不要であるため、当該免許状については、同手引きP. 11の「認定を受けようとする免許状の種類(特別支援教育領域)」欄ではなく、「現在認定を受けている免許状の種類」欄に記載する。

問54)「資料3」の3枚目、「①(中略)1~3領域の担任が可能」というのは、今後、いつごろから適用されるものか。また、適用された際、「知的障害者」の教育領域しか有さない教員は「肢体不自由者」及び「病弱者」の担任はできなくなるのか。

答) 前段: 施行日は、平成19年4月1日である。

後段: 教育職員免許法附則16項「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第3条第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。」の規定により、特別支援学校教諭の免許状がなくても可である。

問55) 2領域以上を授与しようとする際、それぞれの専任教員を充足していれば、一種免と二種免を組み合わせた授与は可能か。

例) 特支一種(知的障害者)(肢体不自由者)、特支二種(聴覚障害者)

答) 可能である。

問56) 申請の際に提出するシラバスについて、「中心となる領域」の内容を半分以上取り扱っていることを判断するためには、講義概要のみではなく授業計画も必要か。

答) 授業科目の概要だけでなく、授業計画も記載した講義概要(シラバス)を提出していただきたい。

問57) 「中心となる領域」以外に「含む領域」がある場合には、様式第2号に記すことになっているが、「含む領域」として設定された領域及び授業科目(単位)は、免許状の申請とどのような関連があるのか。

答) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、5領域のうち、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」に定めた教育領域以外の領域が含まれているか確認するため、第2欄・第3欄の授業科目において「中心となる領域」「含む領域」を記載することとする。

問58) 現に旧法において特殊教育に係る課程認定を受けている学科等において、新法にかかる課程認定申請を行わない場合、課程認定取り下げ届を提出する必要はあるか。

答) 改正後の法律に基づく課程認定の申請をするか否かにかかわらず、現行の特殊教育に係る課程認定の取り下げ届を提出する必要がある。

問59) 特別支援学校一種免許状取得の際に、昭和63年改正法附則第8項「この法律の際現に教育職員である者についての新法別表第一盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲げる基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。」という規定は適用されるか。

答) 引き続き適用される。

問60) 旧法において、養護学校一種免許状の取得要件が整っていたのだが、基礎免許状が取得できずに卒業してしまい、科目等履修生として基礎免許状を取得しようとする場合の経過措置はどのようになるか。

答) 平成19年4月1日時点で在籍している科目等履修生は基礎免許状を取得するまで旧カリキュラムが適用される。

問61) 一の学科において複数領域を取得させるカリキュラムを組み、認定を受けた場合、認定を受けた領域すべての修得が必修となるのか。又は、学生の判断によって修得する領域を選択することができるのか。

答) 個々の学生によって、修得する特別支援教育領域が異なるため、認定を受けた領域すべてを修得しなければならないかどうかは、学生によって異なる。

問62) 大学の学部の課程では盲・聾・養の課程は置いておらず、大学院において二種、一種、専修の各免許状の科目を設定している場合、専修免許状の取得にあたっては一種免許状用の授業科目とは別の枠で24単位設定しなければならないのか。それとも授業科目に一種免許状用又は専修免許状用といった区別はなく、全体として専修免許状を取得できる授業科目数を設定すれば、それで専修免許状を取得可能になるのか。

答) 専修免許状の取得にあたっては一種免許状用の授業科目とは別の枠で24単位設定しなければならない。

問63) 「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」の3領域について認定を受けようとする場合、資料11において「特別支援教育領域に関する科目」において、「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」を合わせた「知的障害教育総論」という科目の設定について、以下のどの理解が正しいか。

- ① 「知的障害者」の専門科目として必要な4単位の範囲内で自由に設定可能
- ② 「知的障害者」について「心理等に関する科目」を1単位以上、「教育課程等に関する科目」を2単位以上設定した後、「知的障害者」の専門科目として必要な4単位の範囲内で設定可能
- ③ 「知的障害者」について4単位、「肢体不自由者」について4単位、「病弱者」について4単位を設定した後、「特別支援教育領域に関する科目」16単位を満たすための残り4単位の範囲内でのみ設定可能

答) ②が正しい(教育職員免許法施行規則第7条表備考2号口を参照)。

問64) 大学として特別支援学校教諭の課程認定を受けていなくても、他大学との単位互換制度を利用するなどして学生が個々に免許法施行規則に定めるだけの単位をそろえた場合、免許状の授与を申請することは可能か。

答) 個々の学生が授与の申請を行うことは可能である。

問65) 特別支援教諭免許状に係る課程認定申請を行うに当たって、提出書類は以下のとおりでよいか。

様式第1号	
様式第2号	特別支援教育に関する科目のみ
様式第3号	特別支援教育に関する科目のみ
様式第4号①②③	特別支援教育に関する科目に係る担当教員全員分
様式第5号	特別支援教育に係る教育実習のみ
施設・設備等の書類	特別支援教育に関する部分について
学則	全文
履修規定等	該当課程に部分のみ
シラバス	特別支援教育に関する科目全部

答) そのとおり。

問66) 説明会において配付された手引き(資料12-2)のうち、様式第2号においては「教科又は教職に関する科目」及び「教職に関する科目」についての記載がなかったが、今回の特別支援教諭免許状に係る申請にあたってはこれらは不要と解してよいか。それとも従前の手引きの該当部分を参照すべきか。

答) これらは不要である。

問67) 今回の特別支援教諭免許に係る申請にあたって、教員審査の省略は可能か。

答) 教員審査の省略は認められない。

問68) 平成19年4月以降に申請した場合、免許状は特別支援学校教諭免許状になるということは、平成19年3月までの申請であれば旧法に基づく免許状(たとえば聾学校教諭免許状)についての申請になるという理解でよいか。その場合、単位修得証明書は、従来どおり旧法に基づく科目区分により作成すると解してよいか。それとも、交付が4月以降であれば、申請が4月より前であっても、特別支援教諭免許として申請することになるのか。

答) 前段: そのとおり。

後段: 都道府県教育委員会と調整を要する事項であり、現段階では回答を差し控えたい。

特別支援学校の教員免許制度に関する各都道府県教育委員会からの
質疑事項に対する回答集

問1 すでに、盲・聾・養護学校の免許状のいずれかを有している者は、それぞれ対応する教育領域を定めた特別支援学校の免許状を持っているとみなし、切り替える必要はないということか。

答 貴見のとおり、移行講習等はなく、旧免許状を新免許状とみなす。

※改正法附則第5条

この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧免許法」という。）の規定により授与されている次の表の上欄に掲げる免許状（以下この項及び附則第七条において「旧免許状」という。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新免許法」という。）の規定による免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、当該旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。

問2 新たに認定講習等で特別支援学校の免許状を取得する場合には、単位そのものは6単位以上にはならないのか。

答 別表第7においては、最低修得単位数は6単位以上としている。

当該単位の修得については規則第18条に基づき、第7条の修得の例により、6単位修得する必要があるが、第3欄科目（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）の修得が必要である。このため、当該科目の科目の設定方法等によっては、6単位を超えて修得しなければ免許状が取得できない場合もありうる。

問3 今までの養護学校分野について認定講習を開設する場合には、3領域バラバラに講座を開設しなければならないのか。

答 貴見のとおり。ただし、科目の設定の仕方によっては、例えば3単位の科目の開設で3領域の教育領域を定めた免許状を取得することも可能である。

問4 新たな領域を免許状に追加する場合には、免許状の番号はそのまま領域だけを追加するのか。また、授与年月日はそれぞれ付すのか。

答 前段：貴見のとおりとすることを予定している。

後段：授与年月日ははじめに授与した年月日になるが、追加して領域を定めた場合には追加年月日を記す必要があると考えている。この様式については、10月末を予定している省令改正で定める予定である。

問5　すでに旧法で盲学校の一種免許状と聾学校の二種免許状を有する者が、別表第7で聾学校の一種免許状に上進しようとする場合、すでに有する免許状に追加して定めるのか、それとも新しい免許状を授与するのか。

答　新しい免許状を授与することを予定している。
この場合の既に有する免許状の取扱いについては、10月末を予定している省令改正で定める予定である。

問6　現在、在学中の者については、当初予定した単位数よりも多く修得することのなるのか。

答　卒業するまでに単位を修得する場合には、旧課程のカリキュラムにより単位を修得すれば、新免許状が授与される。

※改正法附則第7条

この法律の施行の際現に旧免許法別表第一の備考第五号イに規定する認定課程を有する大学又は同表の備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、当該大学又は教員養成機関を卒業するまでに、当該大学の認定課程又は教員養成機関において附則第五条第一項の表の上欄に掲げる旧免許状の授与を受けるために必要とされた旧免許法別表第一の第三欄に定める特殊教育に関する科目の最低単位数を修得したものは、それぞれ同項の表の下欄に掲げる新免許状の授与を受けるために必要とされる特別支援教育科目の最低単位数を修得したものとみなす。

問7　認定講習を開設する際には、第3欄の科目も開設する必要があるのか。

答　貴見のとおり。規則第7条の例にならい単位を修得する必要があるため、教育実習を除き、第7条と同様の科目を修得する必要がある。

問8　今後、知的障害と肢体不自由を受け入れている学校で、知的の学級のみを受けもっている場合には、知的のみの在職年数として扱うのか。

答　貴見のとおり。

※免許法別表第7備考

この表の規定により専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任する教員として在職した年数とする。

問9 旧法の規定により単位を修得し、授与要件を満たした者について、ある程度の期限を付して経過措置をもうけた方が混乱が生じないのではないか。

答 今回の改正により新たな学校制度ができるため、既に免許状を有している者の権益は保護し、新免許状を有する者としてみなすこととした。今回は、新たに学校制度を創設するという大きな制度改革を行うものであるため、免許状を取得できる状態にある（基礎資格を有する）にもかかわらずそれを行っていない者についてまで、これを保護することはしないこととした。

問10 領域を追加するときは、第2欄と第3欄の単位修得のみで、第1欄は修得し直す必要がないのか。

答 特別支援教育に関する基礎理論に関する科目及び教育実習については修得する必要はない。

問11 平成18年度中に養護学校の免許状を取得するよう、別表第7に基づき6単位修得した者が今年度申請せず来年度申請したときは、知肢病の3領域を定めた免許状を取得できるのか。

答 新規則の第7条の表の例にならって単位を修得する必要があるため、第3欄についても単位を修得する必要がある。

問12 第3欄の科目は5領域すべてを含む内容でも開設することができるのか。できるのであれば、第3欄の科目も共通で再利用できるのか。

答 基本的には可能である。

しかしながら、最終的にすべての教育領域を免許状に定める場合には、LDや重複障害等のみ（特別支援教育領域以外の内容のみ）で5単位を修得しなければならない。

問13 認定講習の科目を開設する際、領域ごとに科目を開設するとなると財政的に負担である。1科目の中で複数領域を扱うことはできないのか。

答 不可能である。しかしながら、単位の設定の仕方によっては、これまでよりも少ない科目の設定で、5領域すべてを免許状に定めることが出来るようになる。

なお、このことについては、同様のご質問が多かったため、別途、別表第7による単位の習得方法のモデルケースをお示しする予定である。

問14 免許状授与の際、含む領域を考慮しなければならないのはどのような場合か。

答 第3欄における修得すべき領域について確認する場合である。

第3欄においては、視覚、聴覚、知的、肢体、病弱の5領域については、含む領域で修得したものであってもよい。

問15 最初に免許状を授与した都道府県でないと教育領域の追加が受けられないということについて、パブリックコメントで反対意見はなかったのか。

答 法律事項なのでパブリックコメントは行っていない。

問16 免許状の書き換え・再交付の際には、免許状は特別支援学校の免許状に替える必要はあるのか。

答 必要ない。盲・聾・養護学校の免許状を授与することとなる。

【参考】平成13年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議質疑事項

昭和63年改正法附則第2項関係

問6 みなしを行った免許状の再交付及び書換の表記について（島根県）

昭和63年改正法附則第2項表により、旧免許状の新免許状へのみなしが行われたが、再交付及び書換の場合、その表記についてどのようにすべきか。本県では、次のようにしているが、他都道府県と同様な扱いにすべきか、授与権者により異なってもよいか。

ア 昭和63年改正法施行前の免許状の場合

授与時（原簿）「〇〇学校教諭一級普通免許状」であったものは、再交付又は書換時においても「〇〇学校教諭一級普通免許状」と表記する。

イ 昭和63年改正法施行以後の免許状の場合

授与時（原簿）に「〇〇学校教諭一種免許状」であったものは、再交付又は書換時においても「〇〇学校教諭一種免許状」と表記する。

答 授与時（原簿）の表記とすることが適当である（既に新しい表記で授与を行っている都道府県に対し表記の変更を求めるものではない。ただし、新しく授与した免許状に、63年改正法附則第2項により1級が1種とみなされたことを記載していることが適当である。）。

昭和63年改正法は、みなしをしているのであり、現に保有している1級免許状を1種免許状と改めたわけではない。また、再交付及び書換を依頼した者が授与されたのはあくまでも旧免許状であり、表記を変更することは授与された免許状について疑義が生じる可能性がある。

問17 認定講習について、今後財政措置を考えているのか。

答 従来、各都道府県・指定都市教育委員会が実施する認定講習に対し国庫補助を行ってきた（平成16年度予算額：3,000万円、補助率：1/3）が、平成16年度をもって当該補助金は廃止され、税源移譲された。これにより、平成17年度より、所要の事業費は地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されており、地方財政措置が講じられている。

ただし、各地域に所在する課程認定大学に対し、公開講座等の積極的な開設を促すなど、国としてできる方策について検討してまいりたい。

問18 他県で教員をしているような者であっても、免許状に追加の定めを受け
る場合には、当初免許状を授与した都道府県でないといけないのか。

答 貴見のとおり

※免許法第5条の2

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

問19 今後、認定講習について、すべての領域の講習を開設する必要はあるのか、県内の大学に教育学部がない場合は、1領域や2領域だけでもいいか。

答 できるだけ特別支援学校教諭免許状取得者が増加するよう、すべての領域の講習を開設することが望ましいが、各県における地域の事情等も踏まえ、基本的には各県でご判断いただきたい。

なお、1領域だけ定めることができるように科目を開設する場合であっても、第3欄の科目として、当該領域以外の領域についても修得する必要がある。

問20 新施行規則による修得方法は別表第7において修得中の者にもH19年度より適用するのか。

答 貴見のとおり

問21 今年度、別表第7により修得し終わる者については旧法適用で、来年度以降単位を修得し終わる者は新施行規則の修得方法が適用されるのか。

答 貴見のとおり

問22 資料4の左から2番目のパターンで、4領域2種免許状の申請は可能か。

答 可能である。

問23 領域の追加の定めをする際にも、手数料の徴収は可能か。

答 領域の追加については、新たな免許状の発行に準ずると解することができるため、教育委員会規則等を整備することにより、可能である。

問24 ・認定講習においてこれまで修得した単位のみなし
・大学で修得していた科目のみなし
・免許状の様式
については、どこで措置されるのか。

答 10月末に予定している省令改正で規定する予定である。

問25 名称について、設置条例において盲・聾・養護学校を特別支援学校に改正する予定だが、名称については、これまでの名称を使用する予定である。
盲・聾・養護学校の名称を使用する場合に、公文書や学校名の入った封筒等に、領域を明示する必要があるのか。

答 今回の学校教育法の改正により第71条の2が新設され、文部科学大臣の定めるところにより当該特別支援学校が行う教育領域を明らかにすることとされたところ。この規定を踏まえ、現在、学校教育法施行規則（文部科学省令）において、「設置者の定めるところ（学校管理規則等の教育委員会規則など）」において当該学校が行う教育領域を明示することとする方向で検討しているところ。したがって、公文書や学校名の入った封筒等に領域を明示することとすることは考えていない。

問26 教育実習の謝金の取り扱いについては、通知等での周知はなされるのか。

答 通知等における周知は予定していない。なお、8月3日の説明会において文部科学省よりお伝えした内容については、8月4日に各県の免許事務担当者あてに電子メールをお送りしたところである。

[参考] 教育実習における謝金等の取扱いについて

- 各大学における教育実習の際に、実習生を受け入れる小中学校等に対し、慣例的に大学から必要経費、謝金等の名目で金品が渡されるケースがあることは承知している。
- 従来、国立大学の教員養成大学・学部の多くは、公立学校での教育実習において実習委託費として、実習生の円滑な受入に必要な教材・資料の準備、書類の作成・郵送等に係る経費を支払っていた。
また、それ以外の大学においても、同様の趣旨で実習先の公立学校に教育実習指導に係る経費、謝金等を支払う例があった。
- 近年、自治体における情報公開の促進や経理の適正化が求められているところ。
このような観点からすれば、一般に、教育実習生の指導に係る経費等についても、会計規則の整備等により、自治体の歳入として適正に処理されることが不可欠と考えられる。
- 経費徴収の可否、その金額等については、各自治体において適切に決定されるべきものであるが、一般に、域内の住民に十分説得力のある説明ができる内容・程度のものでなければならないと考える。
- 基本的考え方は以上のおりであるが、端的に言って、非常に誤解を生みやすい慣行であると思われる。
コピー代、資料代等実費相当の常識的な範囲の金銭を、自治体の会計規則等透明なルールに基づき徴収するといったケースを唯一の例外とし、それ以外のいかなる金品の授受も現場から排除すべきものとする。
このような観点に立ち、学生を送り出す側も受け入れる側も適切に対応していただきたい。

現行の盲・聾・養護学校の教員免許課程において 所要資格を得ている者について

現行の盲・聾・養護学校の教員免許課程において、法令に定める基礎資格を有し、かつ、最低修得単位数を修得した者（この場合、「所要資格を得ている者」という）で、当該学校の教員免許状を取得していない者については、平成19年3月31日までに当該教員免許状を取得しない限り、その所要資格を失うこととなります。

よって、各大学においては、既卒者及び在学者のうち「所要資格を得ている者」で当該学校の教員免許状を取得していない者（以下の（参考3）に該当）に対して、周知徹底をお願いいたします。

（参考1）既に、盲・聾・養護学校教員免許状を有している者について
（現行の教員免許状の種類） （平成19年度より有することみなされる教員免許状の種類）

盲学校教員免許状	⇒	特別支援学校教員免許状（視覚障害者に関する教育の領域）
聾学校教員免許状	⇒	特別支援学校教員免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）
養護学校教員免許状	⇒	特別支援学校教員免許状（知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）

（参考2）現在、盲・聾・養護学校の教員免許課程に在学し、当該課程を卒業するまでに、その所要資格を得て、当該学校の教員免許状の取得予定者について
（平成19年3月31日に、以下の教員免許課程に在学している者） （平成19年度以降に取得できる教員免許状の種類）

盲学校教員免許課程	⇒	特別支援学校教員免許状（視覚障害者に関する教育の領域）
聾学校教員免許課程	⇒	特別支援学校教員免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）
養護学校教員免許課程	⇒	特別支援学校教員免許状（知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）

（参考3）既に、盲・聾・養護学校の教員免許状の所要資格を得ている者で、平成19年3月31日までに、当該学校の教員免許状を取得しなかった者について

<small>（平成19年3月31日までに、以下の教員免許状の所要資格を得ている者）</small>		<small>（平成19年度より有する教員免許状）</small>
盲学校教員免許状	⇒	なし
聾学校教員免許状	⇒	なし
養護学校教員免許状	⇒	なし

⇒ 改正法に基づく所要資格を得なければ、教員免許状を取得できない。